平成２４年（フ）第８００号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層３―207
債務者　駒場　　浩
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０２号
埼玉県戸田市笹目１丁目41番地の２　パークサイド北戸田203号室、旧住所埼玉県戸田市上戸田２丁目34番７号　ウイングＢ―202号室
債務者　秋吉　正浩
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１９号
さいたま市北区奈良町15番地２　103号
債務者　鈴木　　健
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３４号
埼玉県上尾市大字上尾宿2110番地１　サンビレッジ上尾203
債務者　中村　敏和
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８４号
埼玉県上尾市泉台２丁目23番地７　メゾン八木201
債務者　藤　　茂穂
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
埼玉県比企郡小川町大字靭負563番地11
債務者　吉澤　忠敬
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２１号
埼玉県東松山市若松町１丁目13番30号　レグザ東松山504
債務者　石川久美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１６号
静岡県駿東郡清水町伏見568番地の２　サンリーフマンション302号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩370番地の１　ディアドール長泉505号
債務者　仲野　弘一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
岡山県倉敷市水島西常盤町４番21―Ｂ２号
債務者　芝尾　良智（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
岡山県倉敷市鶴形１丁目２番15―303号　鶴形ビル
債務者　原　　正子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
大分県佐伯市中ノ島東町２番40号　勉強堂団地11号
債務者　仲矢二美代
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月25日まで大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
山形県米沢市窪田町窪田214番地の１
債務者　落合　敏子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８２７号
さいたま市桜区田島５丁目３番６号　ランドパレス302
債務者　仲前　良江
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７３号
さいたま市中央区上落合２丁目11番７―407号
債務者　米持まさみこと　金　　正敏
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
埼玉県草加市稲荷４丁目38番９号　プログレスコーポ104号
債務者　青木　由子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
埼玉県三郷市鷹野１丁目193番地１
債務者　北舘喜美子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
埼玉県熊谷市久下1306番地１
債務者　小澤　一夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日までさいたま地方裁判所熊谷支部